

西原町地域防災計画

資料編

令和6年3月修正

西原町防災会議

目 次

第5編 資料編	1
1 条例・組織関係	1
1-1 西原町防災会議条例	1
1-2 西原町災害対策本部条例	3
1-3 西原町防災会議委員名簿	4
1-4 西原町災害対策本部組織及び編成	5
1-5 西原町災害対策本部所掌事務	6
1-6 西原町水害対策本部組織及び編成	14
2 危険区域関係	15
2-1 急傾斜地崩壊危険区域	15
2-2 地すべり防止区域	15
2-3 土砂災害警戒区域等指定状況	16
2-4 山地災害危険地区一覧	17
2-5 高潮、津波危険区域（海岸）	18
3 津波・地震想定関係	19
3-1 気象庁震度階級関連解説表	19
4 通信関係	24
4-1 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧	24
4-2 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧	27
4-3 西原町における「非常電話」	31
5 消防関係	32
5-1 消防団組織	32
5-2 自主防災組織	33
6 指定避難所関係	34
6-1 指定避難所一覧	34
6-2 指定緊急避難場所一覧	35
7 警報等の伝達系統図	36
7-1 気象警報等の伝達系統図	36
7-2 火災警報等の伝達系統図	37
7-3 地方海上警報等の伝達系統図	38
7-4 土砂災害警戒情報の伝達系統図	39

7-5 異常現象発見者の通報系統図	40
7-6 小波津川浸水想定区域内の要配慮者利用施設	41
7-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	42
7-8 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設	43
8 輸送関係	44
8-1 緊急通行車両確認証明書	44
8-2 緊急輸送道路・港湾・漁港一覧	45
9 その他	47
9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	47
9-2 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱	51
10 協定・様式	52
10-1 協定書一覧	52
10-2 被害状況判定基準	53
10-3 災害即報様式	56
10-4 災害報告様式	58
10-5 自衛隊派遣・撤収要請依頼書	71
10-6 避難者名簿	77
10-7 避難者カード	78
10-8 罹災者名簿	79
10-9 罹災者台帳	80
10-10 罹災証明書	81
10-11 公用令書	86

第 5 編 資料編

1 条例・組織関係

1-1 西原町防災会議条例

○西原町防災会議条例

昭和47年5月15日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、西原町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (2) 町長がその部局の職員のうちから指名する者
- (3) 教育長
- (4) 消防長及び消防団長
- (5) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者、防災に関する専門的知識又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20人以内とする。

7 第5項第6号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関

の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則(昭和59年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 西原町災害対策本部条例

○西原町災害対策本部条例

昭和 59 年 12 月 17 日
条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、西原町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年 12 月 8 日から適用する。

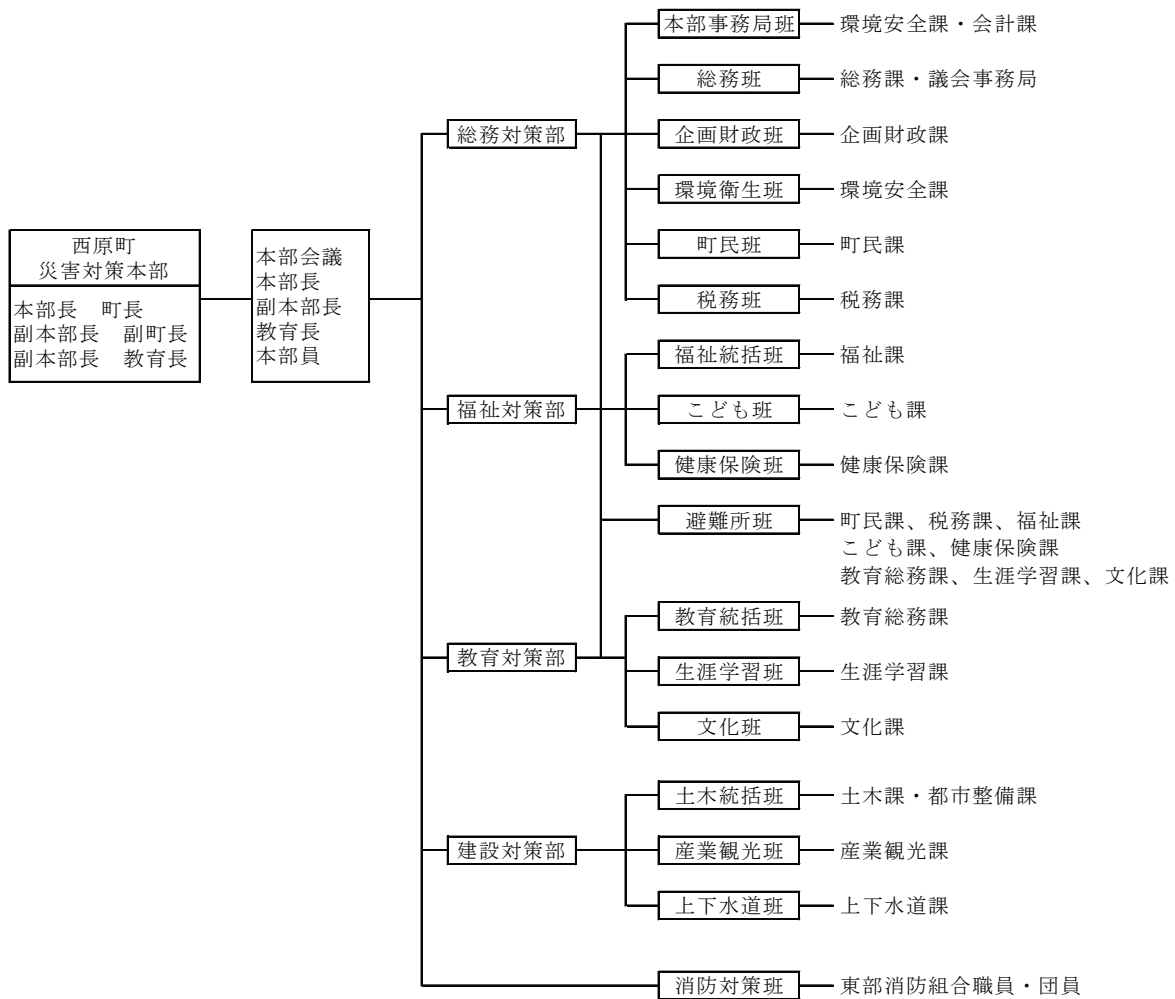
附 則(平成 24 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 西原町防災会議委員名簿

	役職名	団体名・役職名等
1	会長	町長
2	委員	副町長
3	〃	教育長
4	〃	総務部長
5	〃	浦添警察署 警備課長
6	〃	東部消防組合消防本部 消防長
7	〃	東部消防組合消防団 団長
8	〃	沖縄気象台 地域防災推進課長
9	〃	内閣府沖縄総合事務局 南部国道事務所 副所長
10	〃	沖縄電力株式会社 送配電本部 配電部 那覇支店長
11	〃	N T T 西日本株式会社 沖縄支店
12	〃	西原町行政区自治会長会 小那覇自治会長
13	〃	西原町女性団体連絡協議会
14	〃	西原町社会福祉協議会
15	〃	西原町商工会 会長
16	〃	沖縄県中部土木事務所 所長
17	〃	N P O 法人日本防災士会沖縄県支部 顧問
18	〃	琉球大学工学部 教授

1-4 西原町災害対策本部組織及び編成



1-5 西原町災害対策本部所掌事務

《災害対策準備体制》（第1配備）⇒

災害警戒本部《警戒体制》（第2配備）⇒

災害対策本部《救助体制》（第3配備）

★班長

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務 対策部	本部事務局班	★環境安全課長 環境安全課職員 会計課職員	1	4	全職員	1. 本部の設置に関すること。 2. 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。 3. 気象予警報の受理及び伝達に関すること。 4. 避難指示等の発令に関すること。 5. 対策部内の連絡調整に関すること。 6. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 7. 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。 8. 各対策部への連絡調整に関すること。 9. 本部事務局班内の連絡調整に関すること。 10. 被害状況等の収集・とりまとめに関すること。 11. 県、その他関係機関への連絡調整に関すること。 12. 国、県、他市町村等への応援要請、応援の受入れ、受援の統括に関すること。 13. 各対策部からの災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む。）の収集・とりまとめに関すること。 14. ヘリポートの準備に関すること。 15. 危険物施設に関すること。 16. 災害復旧・復興に関すること。

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務 対策部	総務班	★総務課長 総務課職員 議会事務局職員	1	2	全職員	1. 職員の非常招集に関する事。こと。 2. 職員の動員配備に関する事。こと。 3. 被災者及び物資の輸送に関する事。こと。 4. 車両及び燃料の確保に関する事。こと。 5. 町有財産の被害状況の調査に関する事。こと。 6. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。こと。 7. 自主防災組織の連絡調整に関する事。こと。 8. 各自治会、その他各種団体の災害応急対策の協力に関する事。こと。 9. 自治会の被害状況調査及び連絡に関する事。こと。 10. ホームページやSNS等による災害情報の発信及び情報収集に関する事。こと。 11. 議会対応及び町議会議員からの問い合わせに関する事。こと。 12. その他、各班の協力に関する事。こと。
	環境衛生班	★環境安全課長 環境安全課職員	1	1	全職員	1. し尿処理に関する事。こと。 2. ペット等に関する事。こと。 3. 災害時の塵芥処理に関する事。こと。 4. 遺体の収容及びこれに必要な処理に関する事。こと。 5. その他、各班の協力に関する事。こと。
	企画財政班	★企画財政課長 企画財政課職員	1	2	全職員	1. 災害対策に必要な経費の予算処置に関する事。こと。 2. 災害写真等災害の収集及び本部事務局班への報告に関する事。こと。 3. 災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む）の町民及び報道機関への広報に関する事。こと。（L アラート） 4. 報道機関との連絡に関する事。こと。 5. 安否情報の提供に関する事。こと。 6. 広域避難・広域一時滞在に関する事。こと。 7. 帰宅困難者対策に関する事。こと。 8. 沖縄県総合行政通信ネットワーク及び非常通信に関する事。こと。 9. 庁内LAN等を利用した被害状況の収集及び発信に関する事。こと。 10. その他、各班の協力に関する事。こと。

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務 対策部	町民班	★町民課長 町民課職員	1	1	全職員	1. 町民、外国人等の被害状況、人口動態等の調査収集に関すること。 2. 応急仮設住宅への入居受付に関すること。 3. 救援物資等の受入れに関すること。 4. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 5. その他、各班の協力に関すること。
	税務班	★税務課長 税務課職員	1	1	全職員	1. 被災者に対する町税の徴収猶予及び減免に関すること。 2. 住宅、非住宅の被害状況調査及び本部事務局班への報告に関すること。 3. 罹災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関すること。 4. 被災者台帳に関すること。 5. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 6. その他、各班の協力に関すること。

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
福祉 対策 部	福祉統括班	★福祉課長 福祉課職員	1	1	全職員	1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関すること。 2. 対策部内の連絡調整に関すること。 3. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。 1. 主食の確保及び主食配給に関すること。 2. 災害救助法の適用に関すること。（災害救助法適用に関する県への報告手続） 3. 被服、寝具その他生活必需品の給付及び貸付けに関すること。 4. 食料の調達及び配給に関すること。 5. 日赤との連絡調整、義援物資等の保管及び配分に関すること。 6. 災害ボランティアに関すること。 7. 災害時要援護者避難行動要支援者に関すること。 8. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 9. その他各班の協力に関すること。
	こども班	★こども課長 こども課職員	1	1	全職員	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2. 乳幼児、園児、児童の安全確保及び避難に関すること。 3. 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 4. 保育園との連絡調整に関すること。 5. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 6. その他各班の協力に関すること。
	医療衛生班	★健康保険課長 健康保険課職員	1	1	全職員	1. 医療機関との連絡調整に関すること。 2. 災害による、医療、助産に関すること。 3. 災害時の防疫に関すること。 4. 伝染病感染症その他災害調査及び防疫状況の収集並びに本部事務局班への報告に関すること。 5. 被災者の健康管理に関すること。 6. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること。 7. その他、各班の協力に関すること。

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
総務 対策部・ 福祉 対策部・ 教育 対策部	避難所班	★町民課長 （副）健康保険 課長 町民課職員、税 務課職員、福祉 課職員、こども 課職員、健康保 険課職員。教育 総務課職員、生 涯学習課職員、 文化課職員	2	4	全職員	1. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管 理、支援に関すること。 2. 避難所における被災者の支援等に関す ること。 3. 避難者等の健康維持に関すること。 4. 避難所における運営状況等の本部事務 局班への報告に関すること。

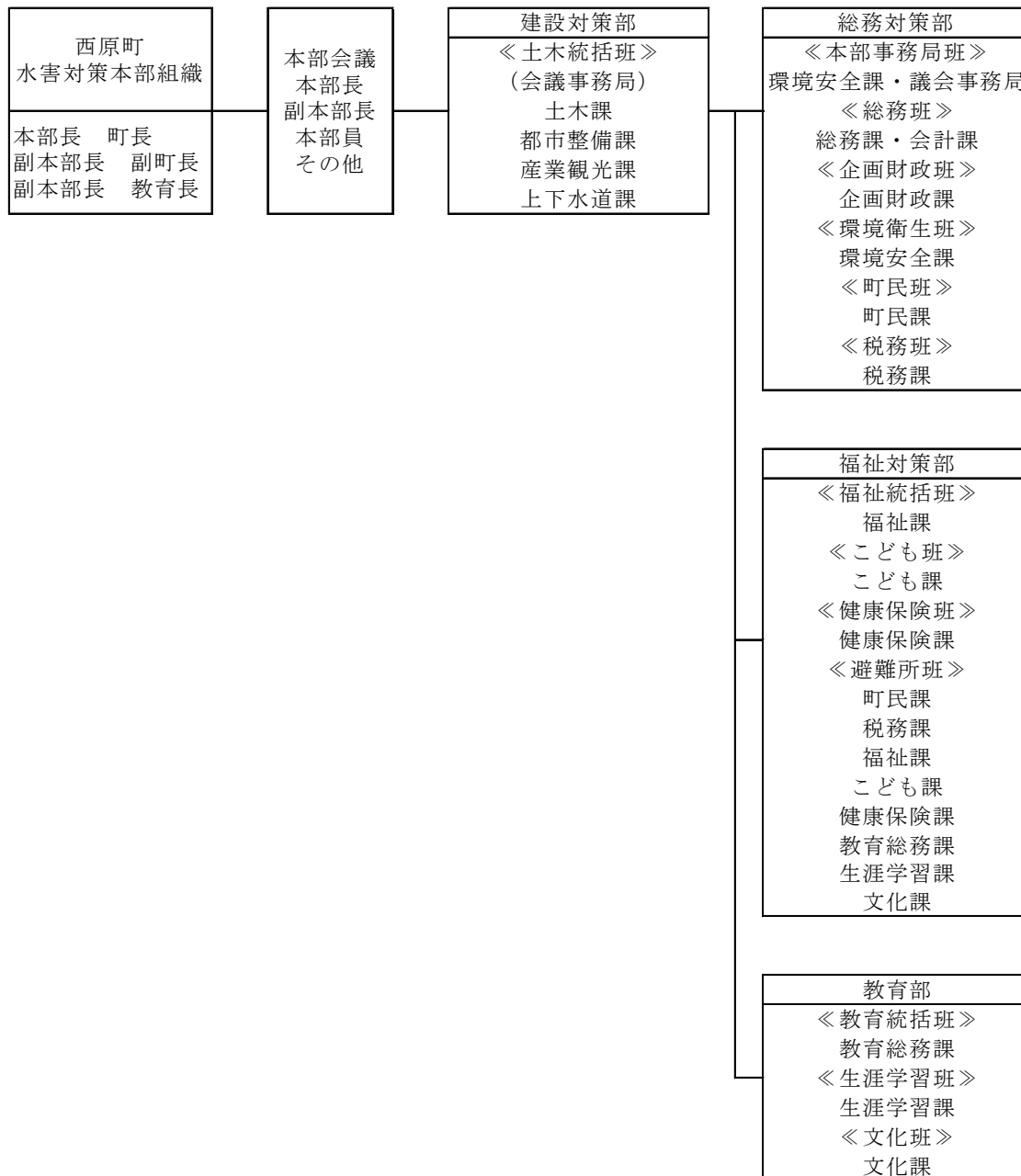
部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
教育 対策 部	教育統括班	★教育総務課長 (副)教育総務 課主幹 教育総務課職員	1	1	全職員	1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部 事務局班への報告に関すること。 2. 対策部内の連絡調整に関すること。 3. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関 すること。 5. 教育施設の災害対策に関すること。 6. 各学校、給食調理場との連絡調整に関 すること。 1. 教育施設の災害対策に関すること。 2. 各学校、給食調理場との連絡調整に関 すること。 3. 児童生徒の避難に関すること。 4. 災害時の教育指導に関すること。 5. 児童生徒に対する学用品の給与に関す ること。 6. 幼稚園児、児童生徒の保健及び学校給 食に関すること。 7. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管 理、支援に関すること。 8. その他、各班の協力に関すること。
	生涯学習班	★生涯学習課長 生涯学習課職員	1	1	全職員	1. 社会教育及び体育施設の災害対策に関 すること。 2. 文化財の被害状況の収集及びその対策 に関すること。 3. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管 理、支援に関すること。 4. その他、各班の協力に関すること。
	文化班	★文化課長 文化課職員	0	0	全職員	1. 文化財の被害状況の収集及びその対策 に関すること。 2. 避難誘導及び避難所の開設、運営、管 理、支援に関すること。 3. その他、各班の協力に関すること。

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
建設 対策部	土木統括班	★土木課長 (副)都市整備課長 土木課職員 都市整備課職員	1	3	全職員	1. 対策部内の被害状況等の収集及び本部事務局班への報告に関すること。 2. 対策部内の連絡調整に関すること。 3. 対策部内職員の動員・配置に関すること。 4. 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること。 1. 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関すること。 2. 賃貸型応急住宅の供給に関すること。 3. 道路、公園、橋梁施設の災害復旧に関すること。 4. 交通不適箇所及び通行路線に関すること。 5. 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 6. 土木対策関係機関との連絡調整に関すること。 7. 河川、堤防、溝、水路の災害応急復旧対策に関すること。 8. 建築物の災害対策に関すること。 9. 河川並びに水路の水位測定及び河川域、その他土木関係災害の警戒巡視に関すること。 10. 高潮対策に関すること。 11. 危険な看板、広告物の所有者又は管理者への通報、改修若しくは撤去命令に関すること。 12. 職員の輸送に関すること。 13. その他、各班の協力に関すること。
	産業観光班	★産業観光課長 産業観光課職員	1	2	全職員	1. 農地、農業用地施設及び農作物等の被害調査並びに災害予防対策と復旧事業に関すること。 2. 家畜伝染病の防疫に関すること。 3. 畜産の被害調査に関すること。 4. 水産物水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5. 港湾施設の警戒及び応急対策に関すること。 6. 労務の調達に関すること。 7. 外国人の避難に関すること。 8. その他、各班の協力に関すること。

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
建設 対策 部	上下水道班	★上下水道課長 上下水道課職員	1	1	全職員	1. 給水地域における施設被害状況調査に 関すること。 2. 水道施設の応急対策に関すること。 3. 被災者に対する飲料水の供給に関す ること。 4. 企業局、町指定給水装置工事事業者と の連絡調整に関すること。 5. 下水道施設に関すること。 6. その他、各班の協力に関すること。

部	班	班長及び班員	配備要員数			所掌事務
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	
東部 消防 組合	消防対策班	東部消防組合 消防長	2	2	全職員 ・団員	1. 災害情報の受理、通報に関すること。 2. 災害予防に関する啓発活動の実施に関 すること。 3. 救助を要する者の応急手当て及び搬送 に関すること。 4. 所管の被害状況調査及び本部事務局班 への報告に関すること。 5. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に 関すること。 6. 消防団員の出動要請に関すること。 7. その他、各班の協力に関すること。

1-6 西原町水害対策本部組織及び編成



2 危険区域関係

下記（2-1～2-4）の図面上での場所の確認は、
沖縄県地図情報システム（<http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal>）で確認できる。

2-1 急傾斜地崩壊危険区域

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条による区域）

番号	土木事務所	指定区域(位置)		面積 (a)	地形			被害対象		指 定 年月日	指定告示 番 号
		市町村	箇所名		傾斜角度	長さ (m)	高さ (m)	人家 (戸)			
26	中部土木事務所	西原町	棚原	40.44	50	120	19	5		昭和 59. 12. 11	第 1002 号
27		西原町	小橋川	181.7	30～42	13～44	7～25	16		平成 15. 8. 29	第 641 号
61	南部土木事務所	西原町	幸地	262.14	36.4	377	17.5	29		平成 12. 9. 19	第 677 号

資料：令和5年度沖縄県水防計画

2-2 地すべり防止区域

（地すべり等防止法第三条による区域）

番号	土木事務所	指定区域(位置)		面積 (a)	被害対象	指 定 年月日	指定告示 番 号
		市町村	箇所名				
11	中部土木事務所	西原町	池田	7.82	人家 2、県道 385m、耕地 2.36ha	昭和 63. 12. 19	第 2163 号
12		西原町	津花波	5.43	人家 32、耕地 2.46ha、道路 701m	平成 7. 7. 24	第 1396 号

資料：令和5年度沖縄県水防計画

2-3 土砂災害警戒区域等指定状況

急傾斜地の崩落

箇所名	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
		指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
呉屋	呉屋	H20. 10. 3	第 598 号	R2. 3. 27	第 159 号
西原翁長(5)	翁長	H20. 10. 3	第 597 号	R2. 3. 27	第 159 号
西原翁長(4)	翁長	H20. 10. 3	第 598 号	R2. 3. 27	第 159 号
棚原(2)	棚原	H21. 5. 1	第 289 号	R2. 3. 27	第 159 号
西原翁長(1)	翁長	H20. 10. 3	第 597 号	R2. 3. 27	第 159 号
西原翁長(2)	翁長	H20. 10. 3	第 597 号	R2. 3. 27	第 159 号
西原翁長(3)	翁長	H20. 10. 3	第 597 号	R2. 3. 27	第 159 号
西原内間	内間	H26. 11. 7	第 569 号	R2. 3. 27	第 159 号
与那川	小橋川	H26. 11. 7	第 569 号	R2. 3. 27	第 159 号
鏡見謝	津花波	H26. 11. 7	第 569 号	R2. 3. 27	第 159 号
小那覇	掛保久	H26. 11. 7	第 569 号	R4. 3. 29	第 118 号
幸地(2)	幸地、那覇市石嶺四丁目	H27. 3. 13	第 168 号	—	—
幸地	那覇市朱里石嶺 4 丁目、 西原町字幸地	H27. 3. 17	第 188 号	R4. 3. 29	第 118 号
石嶺(4)	那覇市朱里石嶺 2 丁目、 西原町字幸地	H27. 3. 17	第 188 号	—	—
石嶺(3)	西原町字幸地、字翁長	R4. 3. 29	第 100 号	R4. 3. 29	第 118 号
幸地(4)	西原町字幸地	R4. 3. 29	第 100 号	R4. 3. 29	第 118 号
西原翁長(6)	西原町字翁長	R4. 3. 29	第 100 号	R4. 3. 29	第 118 号

土石流

箇所名	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
		指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
桃原	桃原	H26. 11. 7	第 569 号	R2. 3. 27	第 159 号
呉屋	呉屋、翁長	H26. 11. 7	第 569 号	R2. 3. 27	第 159 号

地すべり

箇所名	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
		指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
桃原	桃原	H26. 11. 7	第 569 号	R2. 3. 27	第 159 号
呉屋	呉屋、翁長	H26. 11. 7	第 569 号	R2. 3. 27	第 159 号
上原	上原、翁長	H26. 11. 7	第 569 号	—	—
小橋川	小橋川、上原、内間、津 花波・呉屋	H26. 11. 7	第 569 号	—	—
池田(1)	池田	H26. 11. 7	第 569 号	—	—
池田(2)	池田	H26. 11. 7	第 569 号	—	—
桃原	桃原、安室	H26. 11. 7	第 569 号	—	—
我謝	我謝、桃原	H26. 11. 7	第 569 号	—	—
幸地	幸地、那覇市石嶺四丁目	H27. 3. 13	第 168 号	—	—
与原	与那原町字与原、西原町 字桃原、字我謝	H26. 11. 7	第 586 号	—	—

2-4 山地災害危険地区一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

番号	危険地区番号		保安林 指 定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
131	211	10	〃	1	〃	西原町	内間	50		市町村道・ 農道
132	〃	20	〃	1	〃	〃	小橋川	35		市町村道
133	〃	30	有	1	一部既成	〃	我謝	36	1	市町村道・ 農道
134	〃	40	無	1	無	〃	上原	9		県道
135	〃	50	〃	1	〃	〃	桃原	10	1	市町村道

(2) 崩壊土砂流出危険地区

番号	危険地区番号		保安林 指 定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
335	211	10	有	0.18	一部既成	西原村	内間	1		
336	〃	20	無	0.06	無	〃	小橋川			農道

(3) 農地地すべり危険箇所

番号	地区名	所在地	地積 (ha)	被害の対象			
				農用地 (ha)	農業用 施 設	人家 (戸)	その他
7	小橋川	西原町小橋川宇津尾	55.7	23.1		19	高圧送電線
8	我謝	西原町我謝前川	23.4	20.4		71	高圧送電線

2-5 高潮、津波危険区域（海岸）

番号	所轄	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積	指定年月日
48	中部土木事務所	牧港川	宇地泊川	左岸 中城村字南上原葦山原 858 番地先から牧港川合流点に至る	6,000m	8.05km ²	昭和 47 年 5 月 6 日 昭和 51 年 9 月 20 日 変更
				右岸 西原町字千原道田原 96 番地の 1 地先から牧港合流点に至る			
49		小波津川	小波津川	左岸 西原町字池田東佐明 350 番 1 地先から海に至る	4,000m	3.76km ²	平成 14 年 2 月 26 日
				右岸 西原町字池田東佐明 353 番地 2 から海に至る			

資料：令和 5 年度沖縄県水防計画

3 津波・地震想定関係

3-1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

度級 震階	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

度級 震階	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

度級 震階	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる ことがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある ※。
鉄道の停止、高速 道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認の ため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われ る。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インタ ーネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにく い状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発 生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行 われる。
エレベーターの停 止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、 安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかる ことがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

4 通信関係

4-1 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

※沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号簿（沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会 作成）を参照

（市町村）

地 区	市町村名	代表部署	端末局 グループ	NW専用 電話番号	N T T 電話
北部地区	名護市	総務課	端末局A	9921	0980-53-1212
	国頭村	総務課	端末局A	9922	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	端末局A	9923	0980-44-3001
	東村	総務財政課	端末局A	9924	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課	端末局A	9925	0980-56-2101
	本部町	総務課	端末局A	9926	0980-47-2101
	恩納村	総務課	端末局A	9927	098-966-1200
	宜野座村	総務課	端末局A	9928	098-968-5111
	金武町	総務課	端末局A	9929	098-968-2111
	伊江村	総務課	端末局A	9930	0980-49-2001
	伊平屋村	企画財政課	端末局A	9931	0980-46-2005
	伊是名村	総務課	端末局A	9932	0980-45-2001
中部地区	うるま市	危機管理課	端末局A	9933	098-979-6760
	宜野湾市	防災危機管理室	端末局A	9934	098-892-3151
	浦添市	情報政策課	端末局A	9935	098-876-1263
	沖縄市	防災課	端末局A	9936	098-939-7773
	読谷村	総務課	端末局A	9937	098-982-9201
	嘉手納町	情報政策課	端末局A	9938	098-956-1111
	北谷町	基地・安全対策課	端末局A	9939	098-982-7753
	北中城村	総務課	端末局A	9940	098-935-2233
	中城村	総務課	端末局A	9941	098-895-2131
南部地区	西原町	環境安全課	端末局A	9942	098-945-5018
	那覇市	情報政策課	端末局A	9943	098-861-0350
	糸満市	秘書防災課	端末局A	9944	098-840-8245
	豊見城市	防災管財課	端末局A	9945	098-850-8165
	南城市	DX推進課	端末局A	9946	098-917-5377
	八重瀬町	総務課	端末局A	9947	098-998-2200
	与那原町	生活環境安全課	端末局A	9948	098-945-4688
	南風原町	総務課	端末局A	9949	098-889-4415
	久米島町	総務課	端末局A	9950	098-985-7121
	渡嘉敷村	総務課	端末局A	9951	098-987-2321
	座間味村	総務課	端末局A	9952	098-987-2311
	粟国村	総務課	端末局A	9953	098-988-2016

	渡名喜村	総務課	端末局A	9954	098-989-2002
大東地区	南大東村	総務課	端末局A	9955	09802-2-2001
	北大東村	総務課	端末局A	9956	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	防災危機管理課	端末局A	9957	0980-72-3751
	多良間村	総務財政課	端末局A	9958	0980-79-2011
八重山地区	石垣市	DX課	端末局A	9959	0980-83-1672
	竹富町	DX課	端末局A	9960	0980-87-6550
	与那国町	総務課	端末局A	9961	0980-87-2241

(消防機関)

地区	消防本部名	代表部署	端末局 グループ	局番号	NW専用 電話番号	N T T 電話
北部地区	名護市消防本部	通信室	端末局B	600	4	0980-52-2119
	国頭地区行政事務組合消防本部	指令室	端末局A	不要	9526	0980-41-5100
	本部町今帰仁村消防組合消防本部	通信室	端末局B	602	4	0980-47-7119
	金武地区消防衛生組合消防本部	通信室	端末局B	603	4	098-923-0991
中部地区	沖縄市消防本部	通信指令室	端末局B	604	4	098-923-1426
	宜野湾市消防本部	通信指令室	端末局B	605	4	098-892-2299
	浦添市消防本部	通信室	端末局B	606	4	098-877-6123
	うるま市消防本部	署事務室	端末局B	607	4	098-973-4838
	比謝川行政事務組合ニライ消防本部	警備事務室	端末局B	608	4	098-956-9934
	中城北中城消防組合消防本部	通信指令室	端末局B	609	4	098-935-4748
南部地区	那覇市消防局	通信指令室	端末局B	610	4	098-868-9911
	糸満市消防本部	作戦会議室	端末局B	611	4	098-992-3661
	豊見城市消防本部	通信室	端末局B	612	4	098-850-0529
	島尻消防組合消防本部	通信指令室	端末局B	613	4	098-948-2512
	東部消防組合消防本部	消防署	端末局B	614	4	098-946-9999
	久米島町消防本部	通信指令室	端末局B	615	5	098-985-3281
宮古地区	宮古島市消防本部	警防課	端末局B	616	5	0980-72-0943
八重山地区	石垣市消防本部	1階事務所	端末局B	617	5	0980-82-0119

(県出先関係機関)

地 区	県出先機関名	代表部署	端末局 グループ	局番号	NW専用 電話番号	N T T 電話
北部地区	北部土木事務所	維持管理班	端末局A	不要	9911	0980-53-1787
	北部保健所	総務企画班	端末局B	640	4	0980-52-2714
	北部病院	総務課	端末局B	660	4	0980-52-2719
中部地区	中部土木事務所	維持管理班	端末局A	不要	9912	098-894-6512
	中部病院	設備・調達課	端末局B	661	4	098-973-4315
南部地区	南部土木事務所	維持管理班	端末局A	不要	9913	098-867-2941
	南部保健所	総務企画班	端末局B	641	4	098-889-6351
	南部医療センター・こども医療センター	総務課	端末局B	662	4	098-888-0123
宮古地区	宮古事務所	総務課	端末局A	不要	9914	0980-72-2551
	宮古保健所	総務企画班	端末局B	642	4	0980-72-2420

	宮古病院	総務課	端末局B	663	4	0980-72-3151
八重山地区	八重山事務所	総務課	端末局A	不要	9915	0980-82-3040
	八重山病院	総務課	端末局B	664	4	0980-87-5557

(防災関係機関)

地 区	防災関係機関名	代表部署	端末局 グループ	局番号	NW専用 電話番号	N T T 電話
南部地区	沖縄気象台	業務課	端末局B	680	4	098-833-4283
	第十一管区海上保安本部	救難課	端末局B	681	4	098-867-0118
	NHK沖縄放送局	技術部	端末局B	683	4	098-865-3662
	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	端末局B	684	4	098-835-1180
	沖縄電力	防災室	端末局B	685	4	098-877-2341
		災害対策本部	端末局B		3	
	陸上自衛隊(可搬型)	第15旅団司令部	端末局B	682	不要	098-857-1155

4-2 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧

令和6年3月31日現在

機関名	担当部署	住所	電話番号
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部情報通信技術室	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 2 号館	098-866-1929
沖縄気象台	業務課 サイバーセキュリティ対策管理係	那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-833-4288
第十一管区海上保安本部	救難課	那覇市港町 21-1-1	098-867-0118 (3255)
九州管区警察局 沖縄県情報通信部	機動通信課	那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110 (6077)
陸上自衛隊第15旅団	司令部通信課	那覇市字鏡水 679	098-857-1155 (2258)
那覇地方検察庁	庶務係	那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-835-9202
沖縄県	防災危機管理課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143
沖縄県警察本部	地域部 通信指令課	那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110 (3632)
那覇市	防災危機管理課	那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	防災危機管理室	宜野湾市野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	防災危機管理課	石垣市真栄里 672	0980-87-5533
浦添市	防災危機管理課	浦添市安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務課防災基地対策係	名護市港 1-1-1	0980-53- 1212 (208)
糸満市	秘書防災課	糸満市潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	防災課	沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	防災管財課	豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
うるま市	企画部 危機管理課	うるま市みどり町 1-1-1	098-979-6760
宮古島市	防災危機管理課	宮古島市平良字西里 1140	0980-72- 3751 (2493)
南城市	総務部 総務課	南城市佐敷字新里 1870	098-917-5378
国頭村	総務課	国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	伊江村字東江前 38	0980-49-2001

機関名	担当部署	住所	電話番号
読谷村	総務課行政防災係	読谷村座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課管財防災係	嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111(224)
北谷町	基地・安全対策課 住民安全係	北谷町桑江 1-1-1	098-936-1234
北中城村	総務課	北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	中城村字当間 585 番地 1	098-895-2131
西原町	生活環境安全課	西原町字与那城 140-1	098-945-5018
与那原町	生活環境安全課	与那原町字上与那原 16	098-945-4688
南風原町	総務課庶務班	南風原町字兼城 686	098-889-4415
渡嘉敷村	総務課	渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務・福祉課	座間味村座間味 109	098-987-2311
粟国村	総務課消防・防災担当	粟国村字東 483	098-988-2016
渡名喜村	総務課	渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課消防・防災係	南大東村字南 144-1	09802-2-2001
北大東村	総務課	北大東村字中野 218	09802-3-4001
伊平屋村	総務課	伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
久米島町	総務課行政班	久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
多良間村	総務財政課消防防災係	多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹富町	防災危機管理課	石垣市美崎町 11-1	0980-82-1109
与那国町	総務課総務係	与那国町字与那国 129	0980-87-2241
西日本電信電話株式会社 沖縄支店	N T T フィールドテクノ 沖縄営業所災害対策担当	浦添市城間 4-35-1	098-871-2820
K D D I 株式会社 那覇テクニカルセンター	那覇テクニカルセンター長	那覇市松山 1-2-1 セルラービル 4 階	098-865-3330
株式会社 N T T ドコモ 九州支社	ネットワーク部災害対策室	福岡市中央区渡辺通 2-6-1 西鉄薬院駅ビル 1 O F	092-717-5529
沖縄セルラー電話株式会社	運用管理部管理グループ	那覇市松山 1-2-1	098-861-5220
ソフトバンク株式会社	九州ネットワーク技術部 沖縄エリア課	那覇市久米 2-4-16 大樹生命那覇ビル 6 F	098-866-3007
楽天モバイル株式会社	BCP 管理本部 地域行政機関支 援課 九州/沖縄 BCP リエゾン グループ	福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目 1 4-1 T-Building HAKATA EAST 7 階	050-5817-9680
日本放送協会 沖縄放送局	コンテンツセンター（送受 信技術）	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-3663
琉球放送株式会社	テレビ本部技術局技術部	那覇市久茂地 2-3-1	098-860-2073

機関名	担当部署	住所	電話番号
沖縄テレビ放送株式会社	技術局管理技術部長	那覇市久茂地 1-2-20	098-869-4425
琉球朝日放送株式会社	技術局	那覇市久茂地 2-3-1	098-860-2210
株式会社ラジオ沖縄	技術局技術管理部長	那覇市西 1-4-8	098-869-2209
株式会社エフエム沖縄	総務部次長	浦添市字小湾 40	098-877-2361
宮古テレビ株式会社	総務部	宮古島市平良字東仲宗根 968-9	0980-72-3859
沖縄ケーブルネットワーク株式会社	施設部	那覇市久茂地 1-2-20 国和プラザビル 2 階	098-863-1115
F M琉球株式会社		那覇市おもろまち 3-3-1 あっぱるタウン 2 F	098-865-3131
株式会社 F M とよみ	専務取締役	豊見城市字豊見城 439-1	098-850-5517
株式会社いとまんコミュニティ エフエム放送	代表取締役社長	糸満市字兼城 589-1	098-992-7630
F M 2 1 株式会社	企画・営業	浦添市前田 1-54-1 丸産業ビル 7 F	098-876-0021
株式会社 F M コザ	企画制作部	沖縄市中央 3-1-25	098-934-8653
沖縄ラジオ株式会社	代表取締役	沖縄市上地 1-1-1	098-933-0854
株式会社 F M うるま	代表取締役	うるま市石川赤崎 2-20-1	098-965-6868
株式会社エフエムやんばる	代表取締役	沖縄県名護市宮里 1-28-8 南西ビル 2 階	0980-54-1515
株式会社エフエムみやこ	代表取締役	宮古島市平良字下里 581-2	0980-79-0165
有限会社石垣コミュニティ エフエム		石垣市字真栄里 354-1 A N A インター コンチネンタル石垣リゾート内	0980-88-6530
株式会社 F M しみじり	局長	与那原町上与那原 464 地	098-943-0107
株式会社クレスト (F M ニライ)	I T ソリューション 2 課長	嘉手納町字嘉手納 56-1	098-957-1119
株式会社 F M よみたん	代表取締役社長	読谷村字喜名 2346-11 読谷村地域振興センター 3F	098-958-7860
F M 久米島株式会社	企画・営業室	久米島町字仲泊 730	098-985-2770
デルタ電気工業株式会社 (ぎのわんシティ F M)	メディア事業部	宜野湾市我如古 2-36-15	098-943-5582
F M 本部株式会社		国頭郡本部町字大浜 881-1 2 F	0980-47-7778
日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課事業推進係	那覇市与儀 1-3-1	098-835-1180
日本銀行那覇支店	総務課	那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0111
株式会社琉球新報社	総務企画局総務グループ	那覇市泉崎 1-10-3	098-865-5134
株式会社沖縄タイムス社	編集局編成本部管理部 編成部長	那覇市久茂地 2-2-2	098-860-3557
沖縄電力株式会社	電力流通部 電力通信グループ	浦添市牧港 5-2-1	098-877-4458
沖縄ガス株式会社	総務部総務課	那覇市西 3-13-2	098-863-7444
電源開発株式会社西日本支店 九州情報通信所	石川石炭火力発電所 駐在課長	うるま市石川赤崎 3-4-1	098-964-3711

機関名	担当部署	住所	電話番号
南西石油株式会社	環境安全部長	西原町字小那覇 858	098-882-9291
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会	事務局	那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター403-1	098-858-9562
日本トランスオーシャン航空 株式会社	企画グループ長	那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 3 階	070-3937-6691
全日本空輸株式会社 沖縄空港支店	総務部	那覇市鏡水 150 那覇空港国 内旅客ターミナルビル3階	098-859-5205
琉球海運株式会社	船舶部	那覇市西 1-24-11	098-868-8168
一般社団法人沖縄県漁業無線協会	事務局長次長兼総務課長	糸満市西崎 1-4-11	098-840-3566
那覇港管理組合	総務部総務課	那覇市通堂町 2-1 3 F	098-868-2578
公益社団法人西部海難防止協会	那覇支援業務室	那覇市奥武山町 1 6 4 F	098-987-1910
沖縄乗用自動車事業協同組合	課長	那覇市西 3-11-49	098-863-0506
那覇個人タクシー事業協同組合	理事長	那覇市田原 4-4-16	098-857-0034
沖縄南部タクシー協同組合	事務局長	那覇市字国場 1084	098-854-1184
一般財団法人移動無線センター 関東センター沖縄事務所	所長	那覇市久米 2-2-20 大同火災久米ビル 8 F	098-869-0438
一般社団法人 沖縄総合無線センター	専務理事	那覇市山下町 18-26 山下市街 地住宅 B 号棟 205 号室	098-996-3304
一般社団法人 全国陸上無線協会沖縄支部	事務局長	那覇市壺川 3-2-6 壺川ビル 3 階	098-831-9010
公益社団法人沖縄県トラック協会	適正化事業課長	那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
一般社団法人沖縄県建設業協会	総務部	浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 沖縄県支部	支部長	那覇市上之屋 411-2 3-B	090-9782-4552
株式会社興洋電子	営業企画推進部部长	与那原町字東浜 81-2	098-946-9801
株式会社沖電子	営業部長	那覇市港町 2-16-7	098-860-3839
株式会社リウデン	代表取締役	浦添市勢理客 4-19-1	098-875-2346
総務省沖縄総合通信事務所	無線通信課	那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B 街区 5 階	098-865-2306

4-3 西原町における「非常電話」

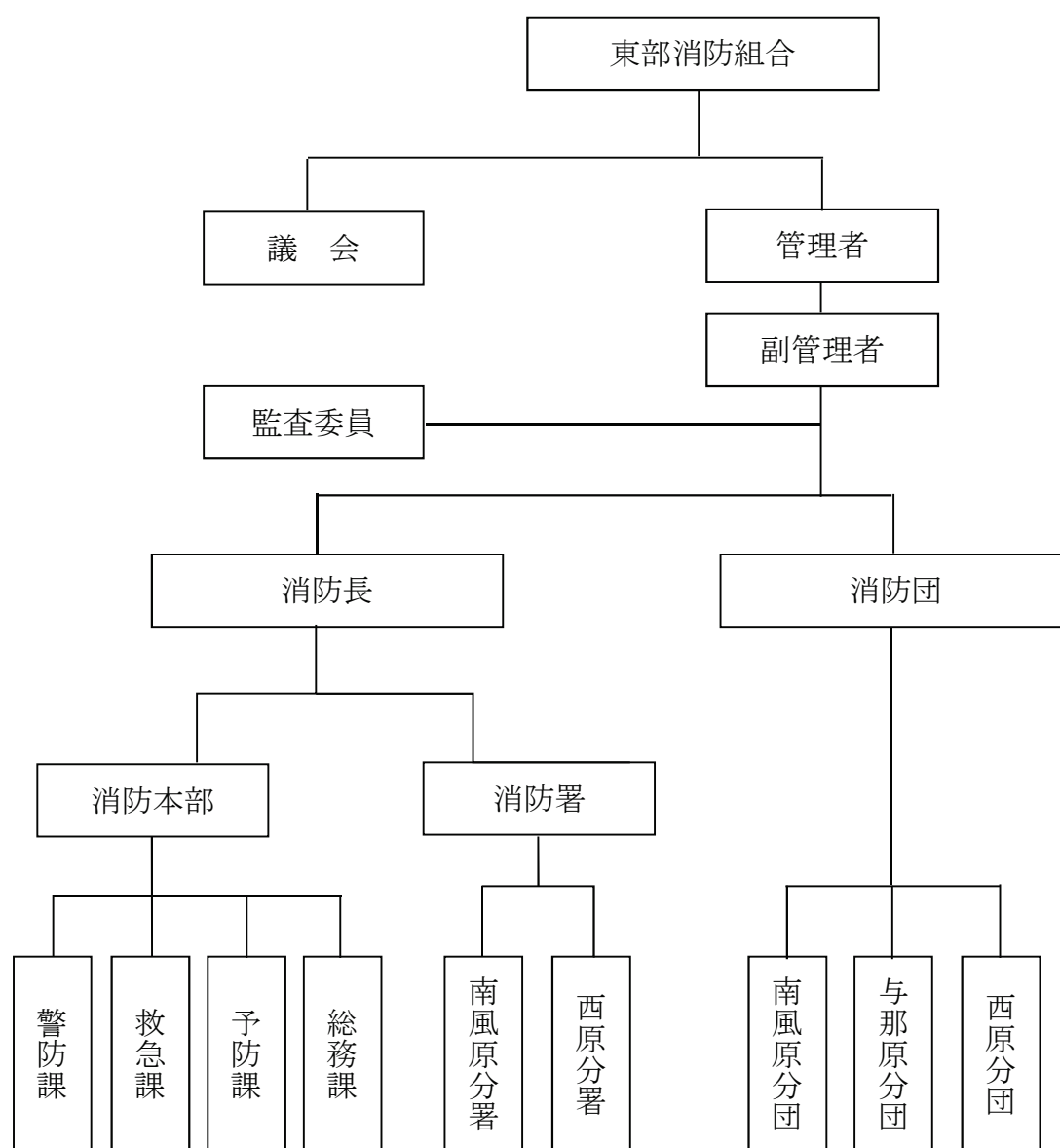
No.	設置場所	電話番号
1	総務部 総務課	098-945-5011
2	総務部 企画財政課	098-945-4533
3	総務部 環境安全課	098-945-5018
4	総務部 税務課	098-945-4729
5	総務部 町民課	098-945-5012
6	福祉部 福祉課	098-945-4791
7	福祉部 こども課	098-945-5311
8	福祉部 健康保険課	098-911-9163
9	建設部 土木課	098-945-4415
10	建設部 都市整備課	098-945-4496／098-945-5041
11	建設部 産業観光課	098-945-4540
12	建設部 上下水道課	098-945-4934／098-945-4879
13	会計管理者 会計課	098-945-5193
14	教育部 教育総務課	098-945-3655
15	学校給食共同調理場	098-945-4935
16	教育部 生涯学習課	098-945-3657
17	教育部 文化課	098-944-4997
18	議会事務局	098-945-5122

5 消防関係

5-1 消防団組織

東部消防組合消防本部

令和6年3月31日現在



5-2 自主防災組織

令和6年3月31日現在

No.	自主防災組織名	結成年月
1	西原台団地自治会自主防災会	平成24年4月22日
2	平園区自主防犯・防災組織	平成26年4月27日
3	小波津団地災害対策委員会	平成26年5月18日
4	兼久区自主防犯・防災組織	平成27年3月1日
5	幸地ハイツ自治会自主防犯・防災組織	平成27年3月14日
6	小波津区自主防犯・防災組織	平成27年4月30日
7	千原自治会自主防犯・防災組織	平成27年5月31日
8	坂田区自主防犯・防災組織	平成27年11月23日
9	呉屋自治会自主防災組織	平成28年5月8日
10	池田区自主防災組織	平成28年5月15日
11	美咲区自主防犯・防災組織	平成29年4月30日
12	森川区自主防災会規約	平成29年6月25日
13	西原ハイツ自治会自主防災会	令和2年3月1日
14	上原区自主防災組織	令和2年4月19日
15	桃原自治会自主防災会	令和4年4月1日
16	我謝自治会自主防災会	令和5年4月29日

6 指定避難所関係

6-1 指定避難所一覧

(令和6年3月31日現在)

番号	場 所	所在地	電 話 番 号	避難対象区域
1	西原南小学校	字安室 123-2	9 4 6 - 5 5 0 0	当該校区
2	西原小学校	字与那城 341	9 4 5 - 2 4 0 2	当該校区
3	西原町中央公民館	字与那城 124	9 4 5 - 3 6 5 7	各校区の避難所より当該場所が近い区域
4	西原東中学校	字小那覇 308-1	9 4 6 - 2 6 2 6	当該校区
5	西原東小学校	字嘉手苅 90	9 4 5 - 1 3 8 4	当該校区
6	西原中学校	字翁長 239	9 4 5 - 5 2 0 2	当該校区
7	坂田小学校	字翁長 658	9 4 5 - 5 2 2 2	当該校区
8	西原運動公園 (西原町民体育館)	字翁長 956	9 4 5 - 8 0 9 5	各校区の避難所より当該場所が近い区域
9	西原町町民交流 センター	字与那城 140-1	9 4 5 - 5 0 1 1	各校区の避難所より当該場所が近い区域

6-2 指定緊急避難場所一覧

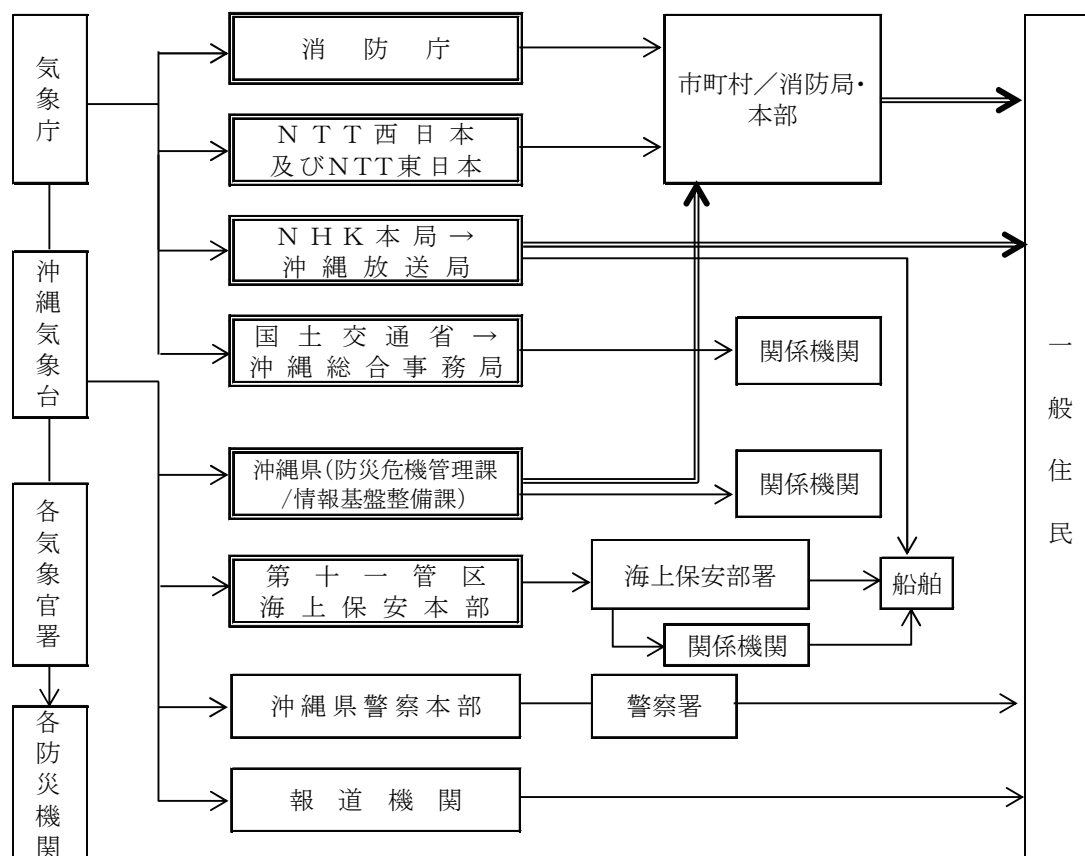
(令和6年3月31日現在)

番号	公園名	住所	洪水	土砂災害	地震	津波	大規模な火事
1	西原運動公園	西原町字翁長956番地	○	○	○	○	○
2	上原高台公園	西原町字上原1丁目20番地の4	○	○	○	○	-
3	東崎都市緑地	西原町字東崎15番地の1	○	○	○	×	-
4	内間児童公園	西原町字内間63番地	○	○	○	○	-
5	翁長児童公園	西原町字翁長445番地	○	×	○	○	-
6	我謝児童公園	西原町字我謝474番地	○	○	○	○	-
7	九区児童公園	西原町字与那城286番地の2	×	○	○	○	-
8	幸地児童公園	西原町字幸地53番地	○	○	○	○	-
9	小那覇児童公園	西原町字小那覇395番地の4	×	○	○	×	-
10	小波津児童公園	西原町字小波津220番地	○	○	○	○	-
11	棚原児童公園	西原町字棚原151番地	○	×	○	○	-
12	津花波児童公園	西原町字津花波182番地	○	○	○	○	-
13	桃原児童公園	西原町字桃原59番地	○	×	○	○	-
14	西原台団地公園	西原町字小橋川286番地	○	×	○	○	-
15	与那城児童公園	西原町字与那城383番地	○	○	○	○	-
16	掛保久後間毛	西原町字掛保久1番地の1	○	○	○	○	-
17	上原東公園	西原町上原2丁目4	○	○	○	○	-
18	上原西公園	西原町上原2丁目21-7	○	○	○	○	-
19	上原南公園	西原町上原1丁目5-16	○	○	○	○	-
20	白河公園	西原町棚原1丁目14-14	○	○	○	○	-
21	東崎公園	西原町字東崎5番地の1	○	○	○	×	-

7 警報等の伝達系統図

7-1 気象警報等の伝達系統図

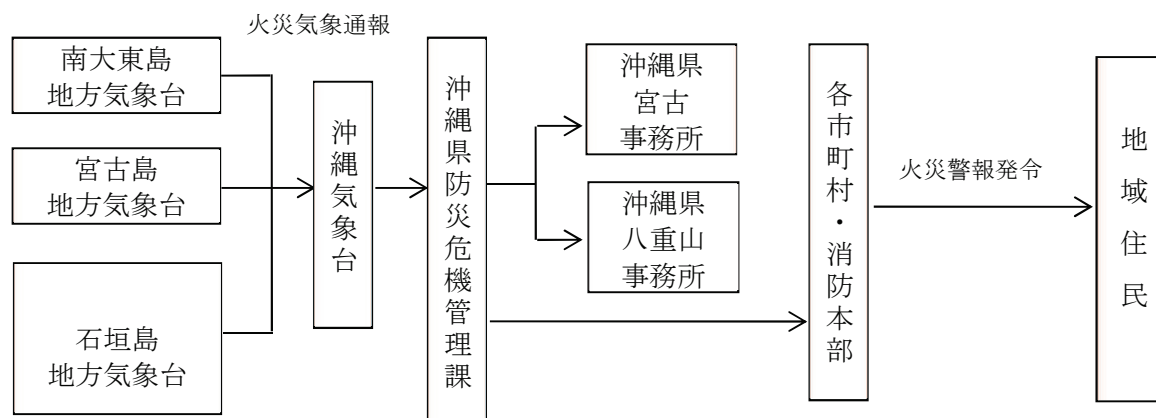
【沖縄本島地方】



※ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

7-2 火災警報等の伝達系統図

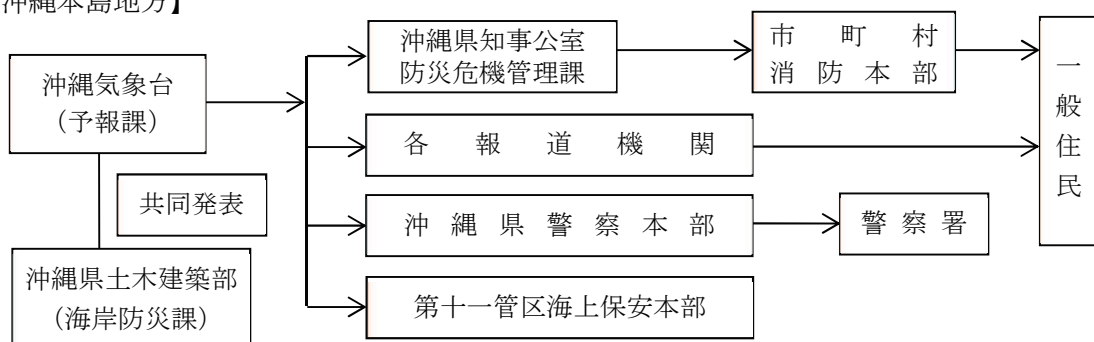


7-3 地方海上警報等の伝達系統図



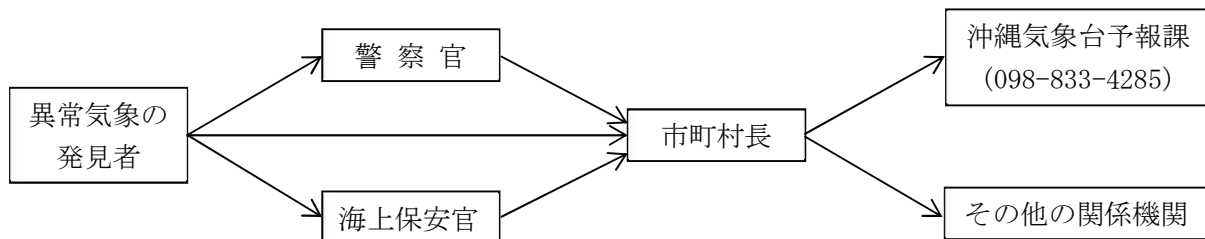
7-4 土砂災害警戒情報の伝達系統図

【沖縄本島地方】



7-5 異常現象発見者の通報系統図

【沖縄本島地方と周辺離島】



7-6 小波津川浸水想定区域内の要配慮者利用施設

番号	名称	所在地	種類
1	愛和保育園	西原町字小那覇 337-2	児童福祉施設
2	さわふじ保育園	西原町字小波津 586-8	児童福祉施設
3	もりのはな保育園	西原町字小那覇 255-4	児童福祉施設
4	住宅型有料老人ホームさわふじ	西原町字呉屋 73-1	有料老人ホーム
5	デイサービスもりのはな	西原町字小那覇 275-15 1F	老人福祉施設
6	デイサービスさねり	西原町字小波津 507-8	老人福祉施設
7	就労継続支援B型事業所すまいる	西原町字与那城 185-6	障害福祉サービス事業の用に供する施設
	わらゆい	西原町字与那城 185-6	障害福祉サービス事業の用に供する施設
8	就労継続支援B型 アトリエ・ねこいろ	西原町字呉屋 86 番地 呉屋店舗 102 号室	障害福祉サービス事業の用に供する施設
9	サポートセンターわくわく	西原町字小橋川 91-1	障害児通所支援事業の用に供する施設
10	にしはら耳鼻咽喉科	西原町字小波津 3-6	診療所
11	しんざと内科	西原町字小波津 3-5	診療所
12	にしはら皮膚科	西原町字小波津 3-5	診療所
13	しろま眼科クリニック	西原町字小橋川 154-13	診療所
14	SAKU 整形クリニック	西原町字小波津 3-5	診療所
15	太田小児科医院	西原町字小橋川 164-1	診療所

7-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	名称	所在地	種類
1	住宅型有料老人ホームさとうきび	西原町字翁長 393	有料老人ホーム
	デイサービスさとうきび	西原町字翁長 393	老人福祉施設
2	フレンドリー西原翁長	西原町字翁長 64	障害福祉サービス事業の用に供する施設
3	ウィルハーモニー	西原町字幸地 896-3	障害児通所支援事業の用に供する施設
4	ことばとあたま・体のリハ室	西原町字翁長 827 番地 城間アパート 101	障害児通所支援事業の用に供する施設

7-8 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	名称	所在地	種類
1	デイサービスきずな	西原町字我謝 776 番地の 5	老人福祉施設
2	心（ちむ）はうす	西原町字我謝 810-53 心（ちむ）はうす	障害福祉サービス事業の用に供する施設
3	まじゅん	西原町字我謝 810-51	障害福祉サービス事業の用に供する施設

8 輸送関係

8-1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては、 輸送人員又は品 名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

8-2 緊急輸送道路・港湾・漁港一覧

(1) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 31 年 2 月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における緊急輸送道路（第 1 次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

なお、第 2 次、第 3 次緊急輸送道路については、同計画を参照。

機能区分	道路種別	路線名	区間
第 1 次緊急輸送道路	高速道路	沖縄自動車道	許田 IC～那覇 IC
	高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地 IC～西原 JCT
	国道(指)	国道 58 号	名護市宮里 4 丁目(北)～恩納村瀬良垣、恩納村山田～那覇市奥武山町
	国道(指)	国道 332 号	那覇市字鏡水～那覇空港
	国道(指)	国道 58 号那覇西道路	那覇市若狭～那覇市鏡水
	国道(指外)	国道 449 号	本部町瀬底大橋～名護市安和
	国道(指外)	国道 449 号名護 BP	名護市安和～名護市宮里 4 丁目(北)
	主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
	主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎 1 丁目～恩納村仲泊
	主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
	主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
	一般県道	県道 20 号線	沖縄市高原～沖縄市上地
	一般県道	県道 42 号線	沖縄県庁南口～那覇市久茂地
	一般県道	具志川沖縄線	うるま市前原～うるま市豊原
	一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺
	市町村道	那覇市道(天久安里線)	那覇市上之屋～おもろまち
	市町村道	那覇市道(久米若狭線)	那覇市若狭～那覇市久茂地
	市町村道	沖縄市道	沖縄市美原 1 丁目～沖縄市美原 4 丁目
	港湾道路	臨港道路港湾 1 号線	那覇ふ頭～那覇市曙
	港湾道路	臨港道路港湾 2 号線	新港ふ頭～那覇市安謝
	港湾道路	臨港道路那覇 1 号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区 2 号線	浦添市西洲
	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区 3 号線	浦添市西洲
	港湾道路	臨港道路若狭 1 号線	那覇市若狭
	港湾道路	臨港道路若狭 2 号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル
	港湾道路	臨港道路新港 2 号線	新港ふ頭地区
	港湾道路	臨港道路 1 号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路 3 号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路 6 号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路 7 号線	中城港湾新港地区
久米島 宮古島	主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
	主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前
	主要地方道	平良城辺線	宮古島市平良西里～袖山入口
	一般県道	平良新里線	平良市平良～袖山入口
	一般県道	高野西里線	平良港～北給油所
	市町村道	宮古島市道(中央縦線)	平良西里～北給油所
	港湾道路	臨港道路漲水 2 号線	平良港交差点～宮古島海上保安部入口
	港湾道路	臨港道路漲水中央線	平良港
	国道(指外)	国道 390 号	石垣市美崎町～石垣市白保
	一般県道	新川白保線	石垣市白保
	一般県道	石垣空港線	石垣空港～石垣市真栄里
	市町村道	石垣市道(新栄町縦 1 号線)	石垣市新栄町
	市町村道	石垣市道(美崎新栄通り)	730 交差点～石垣市役所
	港湾道路	臨港道路浜崎町線	石垣市新栄町～石垣港
	農道	うるま市農道	うるま市与那城池味～与那城桃原
	市町村道	久米島町道(真泊 1 号線)	久米島町奥武島～宇根
	一般県道	池間大浦線	宮古島市平良池間～平良大浦
	市町村道	来間大橋線	宮古島市下地～来間島
	市町村道	宮古島市道(皆愛 3 号線)	宮古島市下地
	市町村道	宮古島市道(皆愛営道線)	宮古島市下地
宮古島 石垣島 石垣島	市町村道	宮古島市道(洲鎌 7 号線)	宮古島市下地
	一般県道	平野伊原間線	石垣市平久保～伊原間
	一般県道	川平高屋線	石垣市川平



(2) 緊急輸送港湾

緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。

港湾名	管理者	施設名	所在地
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁(-13.0m)耐震:1バース	那覇市
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	那覇市
重要港湾 石垣港	石垣市	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	石垣市
地方港湾 伊江港	沖縄県	岸壁(-7.5m)耐震:1バース	伊江村
地方港湾 兼城港	沖縄県	岸壁(-5.5m)耐震:1バース	久米島町
地方港湾 本部港	沖縄県	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	本部町
重要港湾 平良港	宮古島市	岸壁(-7.5m)耐震:1バース	宮古島市

(3) 緊急輸送漁港

緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。

漁港名	管理者	施設名	所在地
糸満漁港	沖縄県	-6.0m岸壁(1):1バース	糸満市
渡名喜漁港	沖縄県	-5.0m岸壁:1バース	渡名喜村
波照間漁港	沖縄県	5号岸壁(-5.0m):1バース	竹富町
阿嘉漁港	沖縄県	-4.5m岸壁(3):1バース	座間味村

沖縄県地域防災計画(令和3年6月修正)

沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 平成31年2月)

9 その他

9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(災害救助事務取扱要領 令和5年6月)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げで実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算
全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
全焼	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
流失							
半壊	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
半焼	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
床上浸水							

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定す	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	者		る緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第9条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算す	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	る事務を行う期間以内	
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の以下の部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9-2 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

(設置)

第1条 沖縄地方非常通信協議会会則第3条第5号の規定に基づき、沖縄県内の大雨や地震等の災害時において、県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への避難勧告等の情報伝達手段等を検討するため、同協議会に放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への伝達ルート及び伝達手段
- (2) 放送事業者及び沖縄気象台に提供する情報内容
- (3) 送付文書等の雛形の作成
- (4) 放送による伝達例文
- (5) 地方自治体及び放送事業者等関係者リストの作成
- (6) その他、災害時避難勧告等の伝達に必要な事項

(構成)

第3条 連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 沖縄県知事公室防災危機管理課長
- (2) 沖縄県各市町村防災担当課長
- (3) NHK沖縄放送局及び別紙放送事業者担当部長相当職
- (4) 総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長及び同所無線通信課長
- (5) 気象庁沖縄気象台業務課長及び同台通信課長

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、沖縄県知事公室防災危機管理課において行う。

附則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

10 協定・様式

10-1 協定書一覧

令和6年3月31日現在

協定先	協定年月日
中城海上保安部（業務協定）	昭和22年2月19日
西日本高速道路株式会社（沖縄自動車道）	昭和62年9月1日
西日本高速道路株式会社（那覇空港自動車道）	平成12年6月28日 平成15年4月26日
県下全市町村及び組合消防（沖縄県消防相互応援協定）	平成17年7月5日
災害時における協力支援に関する協定書（株式会社サンエー）	平成19年12月10日
災害時における西原町の災害応急対策活動の支援協力に関する協定（西原町建設協力会）	平成24年11月15日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書（社会福祉法人西原町社会福祉協議会）	平成25年12月16日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書（社会福祉法人がじゅまる会介護老人福祉施設守礼の里）	平成25年12月16日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書（医療法人福寿会介護老人保健施設西原敬愛園）	平成25年12月16日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書（医療法人愛和会介護老人保健施設池田苑）	平成25年12月16日
浦添市・西原町災害時相互応援協定書（浦添市）	平成26年1月21日
那覇市・西原町災害時相互応援協定書（那覇市）	平成26年2月26日
災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	平成26年2月28日
西原町危機発生時の支援活動に関する協定書（西原町商工会）	平成26年5月16日
災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局）	平成26年9月17日
災害用特設電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社沖縄支店）	平成28年12月9日
災害時における協力支援に関する協定書（イオン琉球株式会社）	平成30年8月9日
北谷町・北中城村・宜野湾市・中城村・西原町災害時相互応援協定書（北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町）	令和1年8月29日
災害時における福祉車両による要配慮者の移送等に関する協定書（沖縄交通事業協同組合）	令和4年11月24日
災害時における福祉車両貸渡に関する協定書（株式会社アイ・ティ・エス）	令和4年11月24日
災害時等における無人航空機の活用に関する協定（一般社団法人災害ドローン沖縄ORG）	令和6年3月26日
災害時における相互連携に関する協定（沖縄電力株式会社）	令和6年3月26日

10-2 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
一 人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
二 住 家 の 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも、同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟と見なす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものの及び土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
三 非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
四 田 畑 の 被 害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
五 そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
公立文教施設	公共の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

10-3 災害即報様式

災害即報様式第1号

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死傷者	死 傷 人	不 明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟	
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水 棟	
*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。 被害集中地域 …							
応 急 対 策 の 状 況							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

10-4 災害報告様式
災害確定報告

災害報告様式第1号

市町村名		災害名		月 日 時 確定		区 分		被 害		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部設置・措置状況		設置年月日		時 分	
人的被害	死者	人	被 害																				
	行方不明者	人																					
	負傷者	人																					
	軽傷者	人																					
住家被害	全壊	棟	世																				
		人																					
	半壊	棟	世																				
		人																					
一部破損		棟	世																				
		人																					
		棟	世																				
		人																					
床上浸水		棟	世																				
		人																					
		棟	世																				
		人																					
床下浸水		棟	世																				
		人																					
		棟	世																				
		人																					
公共建物	棟																						
	その他	棟																					

区 分	被 害	千円	被 害	1.設置年月日	時 分
公立文教施設		千円		2.廃止年月日	時 分
農林水産業施設		千円		3.避難状況	
公共土木施設		千円		4.応援要請の概要	
その他の公共施設		千円		5.応急措置の概要	
小計		千円		6.救助活動の概要	
その他		千円		7.その他の措置	
災害発生場所		千円		災害救助法の適用	有・無
被害総額		千円		消防職員出動延人数	人
備 考		千円		消防団員出動延人数	人
災害発生年月日					
災害の種類概況					
消防機関の活動状況					
その他（避難指示等の状況）					

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

市町村名 ()

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名 ()

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名 ()

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
				千円	
計					

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害

市町村名 ()

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

農作物等名	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害減収量 t	単 価 円	被害金額 千円	備 考
計						

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被害数量	被 害 程 度	被害金額 千円	備 考

注1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林 産 被 害

1. 林産物等被害

市町村名 ()

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜産被害

1. 家畜等

市町村名 ()

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	
計				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

1. 漁船被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
トン		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害				市町村名 ()	
被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考		
		千円			
計					

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第2号

市町村名（ ）

災 害 名									
区 分 発生年月日									
人的被害	死 者	人							
	行 方 不 明 者	人							
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	一 部 破 損	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
床 下 浸 水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							
そ の 他	田 畑	流失・埋没	ha						
		冠 水	ha						
		流失・埋没	ha						
		冠 水	ha						
	文 教 施 設	箇所							
	病 院	箇所							
	道 路	箇所							
	橋 り よ う	箇所							
	河 川	箇所							
	港 湾	箇所							
	砂 防	箇所							
	清 掃 施 設	箇所							
	崖 く ず れ	箇所							
	鉄 道 不 通	箇所							
	被 害 船 舶	隻							
	水 道	戸							
	電 話	回線							
	電 気	戸							
ガ ス	戸								
ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所								
火災発生	建 物	件							
	危 険 物	件							
	そ の 他	件							
り 災 世 帯 数	世帯								
り 災 者 数	人								
公 立 文 教 施 設	千円								
農 林 水 産 業 施 設	千円								
公 共 土 木 施 設	千円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千円								
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円							
被 害 総 額	千円								
災害対策本部	設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
	解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
災 害 救 助 法 適 用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関をふくむ。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第2号の記入要領

各 被 害 欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災 害 対 策 本 部 設 置 の 状 況		本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避 難 の 状 況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応 援 要 請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応 急 措 置 の 概 要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救 急 活 動 の 概 要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災 害 の 種 類 概 況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

10-5 自衛隊派遣・撤収要請依頼書

○災害派遣要請書様式

第 号	
年 月 日	
陸上自衛隊第 15 旅団長 様	
沖縄県知事	
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
自衛隊法第 83 条の規定により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
(1) 災害の状況	
(2) 派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 活動希望区域	
(2) 活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

○災害派遣撤収要請書様式

		第	号
		年	月 日
陸上自衛隊第15旅団長 様			
沖縄県知事			
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について			
自衛隊法第83条の規定により要請した派遣部隊について、下記のとおり撤収を要請します。			
記			
1	撤収要請日時		
	年	月	日 時 分
2	派遣された部隊		
3	派遣人員及び従事作業の内容		
4	その他参考となるべき事項		

○災害派遣要請要求書様式

		第	号
		年	日
沖縄県知事		様	
		市町村長	
自衛隊の災害派遣要請について			
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

○災害派遣撤収要請要求書様式

		第	号
		年	月 日
沖縄県知事	様		
		市町村長	
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について			
年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収要請日時 年 月 日 時 分		
2	派遣された部隊		
3	派遣人員及び従事作業の内容		
4	その他参考となるべき事項		

○災害派遣（急患空輸）要請書

派遣要請者		沖縄県知事		要請時刻		月 日 :		
空 輸 区 間		～ 那覇・石垣 空港						
患 者	氏 名 (※)			性 別	男・女	年 齢		
				生年月日	M・T・S・H . .			
	病 名							
	症 状	意 識		出 血		至急入院の必要性		至急手術の必要性
		有・無		有・無		有・無		有・無
		伝染性感染症	有・無・不明					
			梅毒、B肝、C肝、HIV、その他 ()					
その他 (特異事項)								
付 添 者 等	氏名 (※)		年齢	続柄	氏名 (※)		年齢 続柄	
	1				2			
医 師	氏名 (※)		所属病院		添乗場所		連絡先	
					那覇・離島			
	不添乗 の場合	判断医師の氏名 (※)		所属病院		理 由		
看 護 師 等	氏名 (※)		役職	所属病院		添乗場所	連絡先	
			看護師、 助産師 救急救命士 その他 ()			那覇・ 離島		

※ 氏名については、カタカナで記載

記録欄

添乗医師 の移動	手段	・タクシー（会社名： 、番号 ） ・その他（ ）		到着予定時刻		：	
医 療 器 具	名 称		差出機関	バッテリ の必要性	大きさ（縦×横×幅） （※2）		重量（kg）
	レギュレーター	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院				
	ベッドサイドモニター	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院				
	半自動除細動器	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院				
	シリンジポンプ	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院				
	その他（ ）	要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院				
酸素ボンベ	（要・不要）【 本使用】		現地気象	風速： m	天候：	視界： km	
航空機運航上考慮する事項							
派遣要請者	沖縄県			機 種	× 機（ 号機）		
要請日時	年 月 日 時 分			派遣日時	年 月 日 時 分		
決裁日時	年 月 日 時 分			終了日時	年 月 日 時 分		
市町村名（市町村長名）							
現地診療所 （搬送元病院）				要 請 自治体等			
担 当 （又は医師等）				担 当			
先 連 絡	T E L			先 連 絡	T E L		
	F A X				F A X		
患者住所							
添乗者住所							
要請時刻				航空機運航時刻			
離島医師の搬送 決定時刻		時 分		フライトプラ ン受領時刻		時 分	
離島医師から本島医 師への依頼時刻		時 分		那覇離陸		時 分	
離島医師が自治体等 に依頼した時刻		時 分		現地着陸		時 分	
飛行隊への通報時刻		時 分		現地離陸		時 分	
自治体等から県への F A X 要請時刻		時 分		那覇着陸		時 分	
県から自衛隊への F A X 要請時刻		時 分		救急車の手配		時 分（担 当：	
搬送先病院						病院収容時刻	時 分

10-6 避難者名簿

避難所名				開設期間		年 月 日 時から		備考
						年 月 日	時まで	
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
計		名 (内 65 歳以上		名、乳幼児		名)		

10-7 避難者カード

住 所：				避難所名：		
氏 名	続柄	性別	年齢	収 容 日	退所日	備考

10-8 罹災者名簿

市町村名 _____

被害の 程度	住 所	世帯主氏名	家族数	左のうち		備 考
				小学校	中学校	

(注) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民票に記載されている者で、り災しなかったもの又は住民票に記載されていない者にあつては、その細を備考欄に記入のこと。

被害の程度別に、小計を付して合計すること。

10-9 罹災者台帳

罹災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 罹災場所	罹災の状況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 号	氏名	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 () 4. 不明
	西原町	建物被害：種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場
	罹災 年 月 日	6. その他 ()
	調査実施 年 月 日	被害：1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊
住宅地図頁	調査担当者	6. 準半壊に至らない (一部破損)
P		【追加記載事項欄】
第 号	氏名	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 () 4. 不明
	西原町	建物被害：種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場
	罹災 年 月 日	6. その他 ()
	調査実施 年 月 日	被害：1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊
住宅地図頁	調査担当者	6. 準半壊に至らない (一部破損)
P		【追加記載事項欄】
第 号	氏名	原因：1. 風水害 2. 地震・津波 3. その他 () 4. 不明
	西原町	建物被害：種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場
	罹災 年 月 日	6. その他 ()
	調査実施 年 月 日	被害：1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊
住宅地図頁	調査担当者	6. 準半壊に至らない (一部破損)
P		【追加記載事項欄】

10-10 罹災証明書

(第1号様式)

罹 災 証 明 願 書		
西原町長 殿 年 月 日 提 住所 出 氏名 人 連絡先 () 印		
下記災害による被害状況を証明願います。		
災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日		
被害 物件	所 在 地	
	構 造	
所有者 又は 世帯主	住 所	
	氏 名	
提出先及び 提出する理由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 (ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 () ()	

「提出人」は、被害者本人又はその親族とする。

「被害状況」は、調査・確認のなされた範囲内で証明する。

年 月 日

上記願い出の被害状況を別紙のとおり証明する。

課長	係長	係

(第2号様式)

第 号
年 月 日

罹 災 証 明 書

世 帯 主 住 所	
世 帯 主 氏 名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日 の による
------	-------------

被災住宅※の所在地	
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 準半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部破損)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

西原町長

①世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報

※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。

②被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報

③住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

(第3号様式)

西原町長		証 明 書 殿	
		年 月 日 役職名 住 所 氏 名 連絡先 ()	
下記事項を確認し相違ないことを証明します。			
災 害 名			
災 害 発 生 年 月 日			
被 害 物 件	所 在 地		
	構 造		
所有者又は 世 帯 主	住 所		
	氏 名		
被 害 状 況			

- (1) この証明書は、町の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願いを申請する際に添付する。
- (2) この証明を行う者は自治会長、民生委員等の役職にあり、利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

罹 災 届 出 書	
西原町長 殿	
年 月 日 役職名 住 所 氏 名 連絡先 ()	
下記事項を確認し相違ないことを証明します。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	
被 害 物 件	所 在 地
	構 造
所有者又は 世 帯 主	住 所
	氏 名
被 害 状 況	
提出先及び 提出する理由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電信電話会社 (ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 () (通)

年 月 日
上記届け出があったことを別紙のとおり証明する。

課長	係長	係

(第5号様式)

第 号 年 月 日		罹 災 届 出 証 明 書	
住 所		西原町	丁目番 号 番地
氏 名			
被害 状 況	災害の原因	1 風水害 2 地震・津波 3 その他 ()	
	罹災年月日 時刻	年 月 日 午前・午後 時 分 頃	
	罹災場所	西原町 丁目・字 番 号 番地	
	罹災状況		
備考			
摘要		※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。	
上記のとおり、罹災したことを証明する。 年 月 日 西原町長 印			

※この証明書は、町の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

10-11 公用令書

(1) 従事命令、協力命令

従事第	号	公 用 令 書		
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり				従事 を命ずる。 協力
年 月 日				
処分権者 氏名				印
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				

(備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。)

(2) 保管命令

管理第	号	公 用 令 書		
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名				印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。)

(3) 管理、使用、収用

管理（使用、収用）第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 管理 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり使用する。 収用 年 月 日 処分権者 氏名 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

(4) 変更

管理（使用、収用）第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更しましたので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
変更した処分の内容	

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)